# 在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例について(令和2年)

#### 1 在留特別許可について

入管法第50条に規定する在留特別許可は、法務大臣の裁量的な処分であり、その許否判断に当たっては、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、生活状況、素行、内外の諸情勢その他諸般の事情に加え、その外国人に対する人道的な配慮の必要性と他の不法滞在者に及ぼす影響とを含めて、総合的に判断しています。

在留特別許可については、これまでも上記の観点から適切な運用を図ってきており、在留特別許可の透明性を高めるため、平成16年以降、各種の事例を公表しているところですが、本年も、令和2年1月1日から同年12月31日までに在留特別許可された事例のうち19件、在留特別許可されなかった事例のうち19件について、類型別に分類の上、次の2のとおり公表します。

なお、事例については、今後も毎年公表する予定です。

- (注1)難民認定手続の中で在留特別許可された事例については,入管法第61条の2の6第4項の規定により,入管法第50条の規定が適用されず,入管法 第61条の2の2の規定により,難民認定手続の中で在留特別許可の許否の判断をするものとされていることから,これらの事例を除いています。
- (注2)注1と同様の趣旨から、難民認定手続の中で在留特別許可されなかった事例についても除いています。
- (注3)次の2の「在日期間」、「違反期間」及び「婚姻期間」は、特別審理官による判定までの期間です。

#### 2 在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例

#### (1)配偶者が日本人の場合

#### 〇 在留特別許可された事例

		違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約6年6月	約4年3月	約1年11月	1人 (未成年者)	無	在留資格:日本人の配偶者等 在留期間:1年	
2	出頭申告	不法残留	約1年7月	約1年6月	約1年4月	無		在留資格:日本人の配偶者等 在留期間:1年	
3	出頭申告	不法残留	約1年4月	約1年1月	約6月	無	無	在留資格:日本人の配偶者等 在留期間:1年	夫婦間の子を妊娠中のもの。
4	警察逮捕	売春従事	約23年7月		約23年5月	1人 (成年)	売春防止法違反(勧誘)により、罰金5万円の 略式命令	在留資格:日本人の配偶者等 在留期間:1年	
5	摘発	不法入国	約16年3月	約16年3月	約10年1月	3人 (未成年者)	無	在留資格:日本人の配偶者等 在留期間:1年	

### 〇 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約4年7月	約1年6月	約6月	<del>無</del>	<b>無</b>	婚姻の実態がないもの。
2	警察逮捕	刑罰法令 違反及び 不法残留	約14年10月	約4年11月	約4年10月	無	強姦により,懲役4年6月	
3	警察逮捕	在留資格取消	約6年8月		約2月			日本人との婚姻が偽装結婚であることが判明し、在留資格を取り消されたもの。 警察に逮捕された後、別の日本人と婚姻したもの。
4	警察逮捕	売春従事	約12年4月		約1年			風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反による罰金の前科1件及び条例違反に よる罰金の前科1件の合計2件の前科あり。
5	出頭申告	不法残留	約5年5月	約5年5月	約2年1月	無	<b>無</b>	被退去強制歴2回あり。

### (2)配偶者が正規に在留する外国人の場合

# 〇 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約2年3月	約2年3月	約1年2月	1人 (未成年)		在留資格:永住者の配偶者等 在留期間:1年	配偶者は「永住者」 子は「永住者の配偶者等」
2	警察逮捕	不法残留	約2年3月	約2年3月	約1年5月	1人 (未成年)		在留資格:定住者 在留期間:1年	配偶者及び子は「定住者」 本人は、入管法違反(不法残留)により、不起訴処分を 受けているもの。
3	出頭申告	不法残留	約5年11月	約1年2月	約1年3月	1人 (未成年)		在留資格:永住者の配偶者等 在留期間:1年	配偶者は「永住者」 子は、入管法違反(不法残留)により、本人と同時に退 去強制手続を受け、在留特別許可。
4	出頭申告	不法残留	約2年2月	約2年2月	約1年	無		在留資格:永住者の配偶者等 在留期間:1年	配偶者は「永住者」

### 〇 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	警察逮捕	不法残留	約1年4月	約1年1月	約6月	無	入管法違反により,懲役1年・執行猶予3年の判 決	配偶者は「定住者」 出国命令による出国歴あり。
2	警察逮捕	不法残留 及び刑罰 法令違反	約7年8月	約1年11月	約5年	1人 (未成年)	窃盗により,懲役2年の判決	配偶者は「留学」子は「家族滞在」
3	警察逮捕	薬物法令 違反	約2年3月		約1月		覚醒剤取締法違反により,懲役1年6月・執行猶予3 年の判決	
4	警察逮捕	虚偽文書 作成幇助	約22年3月		約6年	1人 (未成年)		配偶者は「技術・人文知識・国際業務」。子は「家族滞在」 他の外国人に不正に在留期間の更新許可を受けさせる目的で、虚偽文書の作成を助けたもの。 在留特別許可歴あり。

### (3) 外国人家族の場合(注:違反態様及び在日期間は本人に係るもの。子の年齢は特別審理官による判定時のもの)

### 〇 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	家族構成等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約17年3月	約17年	子:本邦出生後,在留資格未取得·14歳子:本邦出生後,在留資格未取得·12歳子:本邦出生後,在留資格未取得·8歳	家族4人とも 在留資格:定住者 在留期間:1年	家族全員で出頭申告したもの。
2	出頭申告	不法残留	約23年8月	約18年2月	子:本邦出生後,在留資格未取得·15歳子:本邦出生後,在留資格未取得·14歳子:本邦出生後,在留資格未取得·12歳	家族4人とも 在留資格:定住者 在留期間:1年	家族全員で出頭申告したもの。

# 〇 在留特別許可されなかった事例

発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	家族構成等	特記事項
警察逮捕	不法残留	約8月	約8月	配偶者:不法残留(在日期間:約8月,違反期間:約8月) 子 :不法残留(在日期間:約8月,違反期間:約8月) - 12歳	子は本邦の教育機関における在学歴なし。
2 職員探知	不法残留	約15年	約3年3月		本人は道路交通法違反による罰金の前科が2件あり。 本人は在留特別許可歴あり。

# (4) その他

# 〇 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	刑事処分等	在留希望の理由	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約11年2月	約2年	無	本邦に生活基盤がある。	在留資格:定住者 在留期間:1年	内縁の夫からのDVが原因で不法残留したもの。
2	出頭申告	不法残留	約3年4月	約2年10月	無	本邦に帰化した実子の介護を受けて生活したい。	在留資格:特定活動 在留期間:6月	高齢で重度の認知症を発症しており、本国に身寄りのないも の。
3	出頭申告	不法残留	約22年	約16年	無	本邦で病気治療を受けたい。	在留資格:特定活動 在留期間:1年	本国において治療困難な病気にり患しているもの。
4	出頭申告	不法残留	約9年4月	約4年2月	無	このまま日本で教育を受けたい。	在留資格:定住者 在留期間:1年	日本人の配偶者である外国人の連れ子(未成年)。 実の親が所在不明となり、義理の親の監護・養育を受けているもの。 幼少時に入国し、本邦の教育機関で教育を受けているもの。
5	出頭申告	不法残留	約8年8月	約5月	無	本邦に生活基盤がある。	在留資格:定住者 在留期間:1年	在留期間更新許可申請を失念したもの。 日系3世
6	職員探知	不法残留	約1年8月	約1年8月	無	児童福祉施設における保護を希望。	在留資格:特定活動 在留期間:1年	外国人親が養育を放棄しているもの。
7	出頭申告	不法入国	約4年9月	約4年9月	無	日本人実子の監護・養育。	在留資格:定住者 在留期間:1年	日本国籍を有する実子を監護・養育しているもの。
8	摘発	不法残留	約3月	約3月	無		在留資格:特定活動 在留期間:1月	人身取引被害者として公的機関に保護され, 早期帰国を 希望したもの。

# 〇 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	刑事処分等	在留希望の理由	特記事項
1	警察逮捕	売春従事	約18年3月		風俗営業等の規制及び業務 の適正化等に関する法律違 反により、罰金100万円の判 決	本邦に生活基盤がある。	被退去強制歴あり。 条例違反により罰金の前科あり。
2	警察逮捕	不法残留	約6年4月	約2年3月	窃盗により, 懲役10月の判決	本国に住む外国籍を有する子どもを呼び 寄せ, 本邦の教育を受けさせたい。	窃盗, 傷害により, 執行猶予の前科1件あり。 被退去強制歴あり。
3	警察逮捕	薬物法令 違反及び 不法残留	約24年	約2年10月	覚醒剤取締法違反,大麻取 締法違反により懲役3年6 月, 罰金80万円の判決	日本国籍を有する実子(親権なし)がいる。 本邦に生活基盤がある。	日系3世
4	職員探知	不法入国	約22年1月	約22年1月	無	本邦に生活基盤がある。	被退去強制歴あり。
5	警察逮捕	在留資格取消	約5年2月		入管法違反,電磁的公正証書 原本不実記録・同供用により 懲役2年,執行猶予3年の判決	外国籍の恋人(特別永住者)がいる日本で 生活をしたい。	偽装結婚であることが判明し,在留資格を取り消されたもの。
6	摘発	不法就労 助長及び 不法残留	約1年5月	約3月	無	会社経営を継続したい。	事業活動に関し、複数の外国人に不法就労活動をさせたもの。
7	警察逮捕	偽造在留 カード所持	約1年11月	約1年11月	入管法違反により, 懲役2年・ 執行猶予4年の判決	日本人の恋人がいる日本で生活したい。	
8	警察逮捕	不法就労 助長及び 刑罰法令 違反	約11年10月		電磁的公正証書原本不実記 録・同供用,道路運送法違反, 入管法違反により,懲役1年2 月・執行猶予3年,罰金60万円 の判決	日本社会に貢献したい。	事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたもの。